



特定非営利活動法人POTA POTA 就労支援事業部 ニュースレター

ぽ
た

第7回 就労支援事業部の報告

働くということ

～多摩棕櫚亭協会の利用者・職員と共に考える～

POTA就労支援事業部 第7回研修会が5月26日(木)に開催されました

「働くということ～多摩棕櫚亭協会利用者・職員とともに考える～」というテーマのもと、予てから先駆的に地域で就労支援事業を行っている多摩棕櫚亭協会にご協力いただき、実践的な就労支援について学びました。

3月に震災があり、また平日という日程でしたが、参加者は15名。病院で勤務している作業療法士や学生等様々な立場の参加者がいました。

受付を各自済ませ実際に見学させていただいたピアス内で作られているお弁当をいただきました。



おいしいお弁当に大満足した後、まずは理事長より棕櫚亭の施設紹介をしていただきました。“安全・安心・相談できる・

仲間がいる”という環境のもと再発しにくい環境をもとに作業所から始まり、通所授産施設(2007年に就労移行支援事業に移行)、就業・生活支援センターオープナーを開設していったということ、一体となって就職して継続して働けるようにフォローできることを知りました。

その後、就労移行支援事業“ピアス”の施設長より施設概要をお話ししていただき、実際に利用者さんが活動している場面を見学させていただきました。事務補助・環境整備・弁当配達などの場面も熱心に作業をしている方たちが印象的でした。特に、環境整備をしていた方の挨拶は、とても気持ちがよかったです。ピアスでの就労支援の

システムもお話ししていただき、どのような種類の仕事に向いているのか・どのようなことに気を付けたら長く働けるかをみつけていくことがポイントであるとのことでした。



また、実際に利用している方から、就労に向けた気持ちや相談できる人をたくさん作ることが大切・支えてくれる人がいるから頑張れるという心のもった素敵なお話を聞くことができました。休憩時間を挟んだ後、就労支援のポイントや、実際に利用されている職業準備性チェックリストを紹介していただきました。

最後に参加者を3グループに分け、自身の立場から感想を共有したり、活発な意見交換もされました。各グループから挙がった質問事項に職員の方にお答えいただき、充実した半日の研修会は終了となりました。

研修会にご協力いただいた多摩棕櫚亭の皆様、いつも相談コーナーに参加され、受付や進行役を手伝ってくださった方々に感謝いたします。(市川)

情報アラカルト

役立つ情報を皆さんへ

今回テーマは「雇用率」です

就労支援において「雇用率」は非常に重要なキーワードです。企業の社会貢献をノーマライゼーションに基づいて実現したいという大きな理念のもとに取り組んでいる企業もあることでしょうが、法定雇用率があるからこそ、近年大手の企業でも障害者雇用に積極的になっていると言えます。「雇用率」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」を押さえておくことは、就労支援をするためにも、社会の一員としても重要なことと思います。

障害者雇用率制度

障害のある人も障害のない人と同様、自分の能力や適性に応じて就労したいという希望をもっています。企業全体で障害者雇用を促進するため、国は「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づいて、民間企業や官公庁を問わず障害者を雇用することを義務づけています。民間企業は、その常用労働者数の**1.8%以上**の障害者雇用が義務づけられており、この**1.8%**を「障害者雇用率（法定雇用率）」といいます。

2005年精神障害者が算定の対象にされ、短時間労働（20時間以上30時間未満／週）の精神障害者についても0.5人分としてカウントし、実雇用率に算定できることとなりました。

障害者雇用納付金制度

実際に雇用している障害者数が法定雇用障害者数に満たない企業は、「障害者雇用納付金制度」の納付金が徴収されます。この制度は、雇用障害者数が1人不足するごとに月額5万円を納付金として徴収し、それを財源として、障害者を多く雇用している企業に対して、障害者雇用調整金や報奨金、各種助成金を支給するものです。

企業が障害者を雇用する場合には、障害のある人が働きやすいようにするため、作業設備や職場環境を改善したり、特別の雇用管理や能力開発を行ったりするなど、経済的な負担がかかります。

障害者雇用納付金制度は、このようにして障害者を多く雇用している企業の経済的負担を軽減し、事業者間の経済的な負担を調整しつつ、全体として障害者雇用の水準を高めることを目的とした制度です。

障害者雇用促進法の改正

障害者雇用納付金制度では、これまで、納付金の申告や調整金の支給について、「常用雇用労働者数301人以上の事業主」のみを対象としてきました。しかし、近年、障害者の就労意欲が高まり、企業における障害者雇用も着実に進んできている一方、中小企業での障害者の雇用は低い水準にとどまっています。そこで、障害者にとって身近な雇用場である中小企業において、障害者の雇用をさらに促進していくため、平成22年7月から、障害者雇用納付金制度の対象事業主が「常時雇用労働者数が200人を超える事業主」に拡大されます。

障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

平成22年7月から

常用雇用労働者が200人を超える事業主に拡大

平成27年4月から

常用雇用労働者が100人を超える事業主に拡大

障害者の短時間労働への対応

短時間労働への雇用ニーズに対応するため、平成22年7月から、企業における雇用障害者数の算定方法が変わり、短時間労働の障害者も雇用障害者数としてカウントすることになりました。

企業が雇用しなければならない障害者の数は、企業全体の労働者数に障害者雇用率（1.8%）をかけて算出されますが、その算定の基礎となる労働者は、週所定労働時間が30時間以上の常時雇用労働者でした。そのため、週30時間未満の短時間労働者については、重度障害者や精神障害者をのぞき、雇用障害者数としてカウントすることができませんでした。

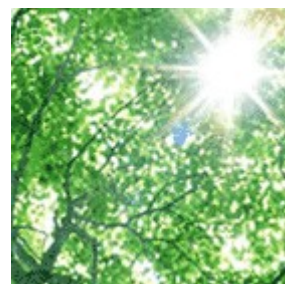
しかし、一方では、障害者の特性や程度、加齢に伴う体力の低下などにより、長時間労働が厳しい場合もあります。また、短時間労働は、障害者が福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就労形態として有効です。このように障害者の短時間労働に対する一定のニーズがあることを踏まえ、今回の法改正により、短時間労働

（週所定労働時間20時間以上30時間未満：実雇用率のカウント0.5）にも障害者雇用率が適用されることになりました。（馬場）

7月相談コーナーのお知らせ

7月の相談コーナーは『樹まぐれ（武蔵村山市）』開催致します。3月の相談コーナー（国営昭和記念公園）が中止になったため、ほぼ半年振りの開催です。今年の夏は皆様いかがお過ごしですか。節電など工夫して生活されているのではないのでしょうか。最近の出来事、この半年の出来事など『ゆったり・おしゃべり』できればと思います。

また、相談コーナーはどのような内容が良いのか、取り上げて欲しいテーマ、話したいこと、聞いてみたいこと、やりたいことなど参加者全員でざくばらんに話し合えたらと思っています。お気軽にご参加ください。

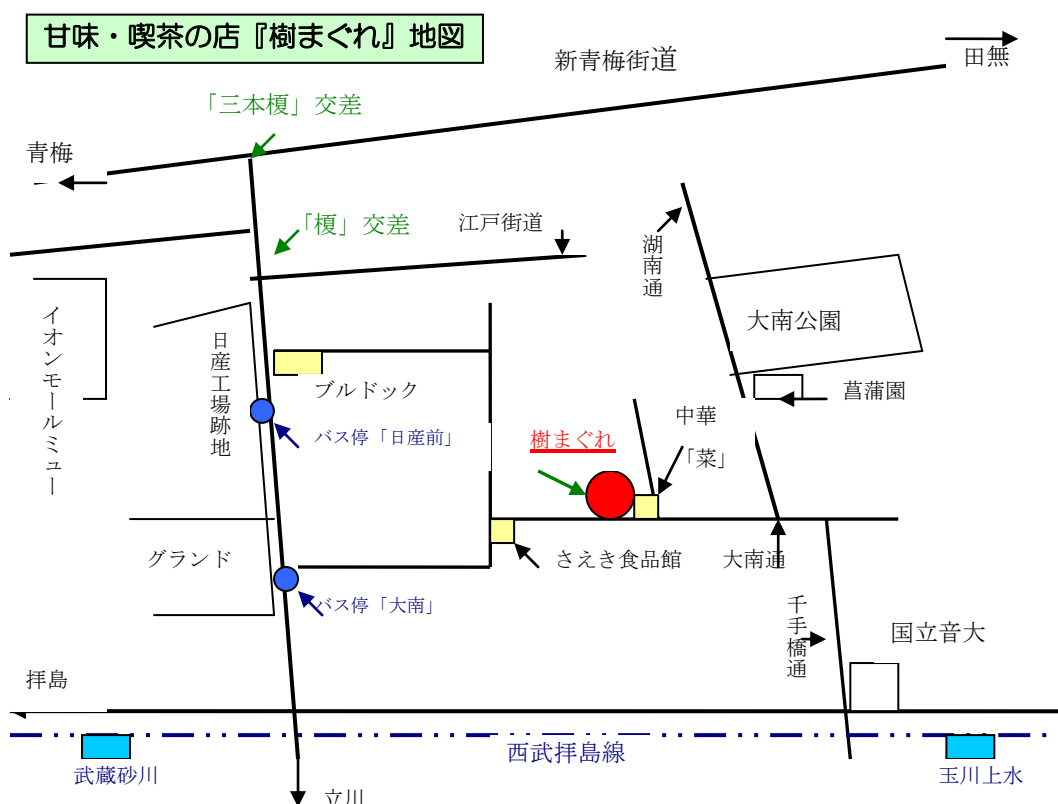


日時：7月30日（土）PM2：00～4：00

場所：樹まぐれ

* 早めに来られる方は、ランチ（カレーライス、フレンチトーストセット、ナポリタンなど）もご利用できます。

* なお、個別相談をご希望の方は、お出でになった折にお申し出下さい。



〒208-0031

武蔵村山市大南3-25-2

立川駅北口より立川バス1番乗り場、「大南」停留所下車

TEL：090-6150-5958

情報アラカルト

精神保健関連の研修紹介

～日本の精神保健福祉サービスを

”当事者中心”に変革するために～

リカバリー全国フォーラム 2011 の紹介

昨年度開催したリカバリー全国フォーラム2010では、約1200人の参加者を得て、2日間にわたり「日本の精神保健福祉サービスを”当事者中心”に変革するために」をメインテーマに、当事者、家族、精神保健福祉関係者、市民などが全国から集い、活発な議論を行いました。また、アメリカからWRAP創設者のメアリー・エレン・コーブランドさんをお招きして、感銘深い記念講演を伺いました。

今年度も引き続き、全国の関係者の皆さまとともに、「リカバリー」について共に考え、理解を深め、「リカバリー」を促進する実践プログラムや支援方法のあり方を”当事者中心”の視点から検討するフォーラムを開催したいと思います。

さらに、「リカバリー」の実現に有用で、効果のあがる実践プログラムや支援方法を、全国的なネットワークを形成して、普及・定着・発展させて行きたいと思っています。

日本の精神保健福祉サービスを”当事者中心”に変革し、「リカバリー」理念に基づく効果的な支援方法・実践プログラムを、実践の積み重ねと関係者間の対話の中で、より良いものに築き上げていくことに強い意欲と熱意を持つ精神保健福祉関係者、当事者、家族、市民の皆さんが、全国から積極的にご参画いただくことを心よりお待ちしております。

■主催： 特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構（コンボ）、 財団法人精神・神経科学振興財団

■会期： 2011年9月8日（木）、9日（金）

■会場： 東京大学安田講堂

文京学院大学本郷キャンパス

（ともに東京メトロ南北線・東大前駅）

※両キャンパスは隣どうしです；東京都文京区

■定員： 1,500名（7月初旬申込受付開始）



■事務局 NPO法人地域精神保健福祉機構（コンボ） <担当：桶谷・秋山>

〒272-0031 千葉県市川市平田3-5-1 トノックスビル2F

TEL: 047-320-3870 / FAX: 047-320-3871 <http://comhbo.net>

フォーラム最新情報はネットでチェック！

フォーラムのウェブサイト ⇒ <http://recoveryforum.net/>

ツイッター ⇒ <http://twitter.com/#!/recoveryforum>



手と手、心と心をつなぐPOTAは精神科作業療法に関わる

全ての方に幸せを届けます

特定非営利活動法人POTA 就労支援事業部 <http://www.npota.com/>